

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人の上告趣意について。

所論は憲法三二条違反をいうけれども、その実質は事実誤認の主張を出ないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

弁護人平岩新吾の上告趣意第一点は量刑不当の主張、同第二点は単なる訴訟法違反の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。のみならず、被害者の親権者が二人あるときは、その各自が刑訴二三条一項所定の被害者の法定代理人として、告訴をすることができるものと解すべきである。（刑訴二八条）

また記録を調べても同四一條を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三四年二月六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一